

# 柴田町 地球温暖化防止実行計画

柴田町 平成24年2月

# 目次

<b>第1章 地球温暖化について</b>	<b>p.2</b>
第1節 地球温暖化問題	<b>【章概要】</b> 地球温暖化による影響と京都議定書の概要。日本国での排出状況は近年、減少傾向にある。
第2節 国際的な動きと我が国の対応	
第3節 温室効果ガスの種類と我が国の排出実態	
<b>第2章 計画概要</b>	<b>p.5</b>
第1節 目的	<b>【章概要】</b> 計画期間は平成19年度を基準年とした、平成24年度から28年度までの5年間。 「燃料使用量」「電気使用量」を対象にし、二酸化炭素削減を目指し、「ごみの減量」にも取り組む。 温室効果ガスの算定式の根拠。
第2節 期間	
第3節 対象範囲	
（1）温室効果ガス	
（2）施設	
（3）事務・事業及び温室効果ガス排出活動	
第4節 温室効果ガス算定方法	
<b>第3章 現状把握</b>	<b>p.10</b>
第1節 温室効果ガス総排出量	<b>【章概要】</b> 基準年度（平成19年度）の温室効果ガス総排出量（二酸化炭素）は634t-CO <sub>2</sub> 。その他には、ごみ排出量、コピー枚数、水道使用量を記載。
（1）燃料使用量	
（2）電気使用量	
第2節 ごみ排出量	
第3節 その他	
<b>第4章 目標</b>	<b>p.13</b>
第1節 温室効果ガス総排出量削減目標	<b>【章概要】</b> 京都議定書に準ずる形で6%とする。ごみ排出量は10%、コピー枚数、水道使用量は基準年度以下。
（1）燃料使用量	
（2）電気使用量	
第2節 その他の削減目標	
<b>第5章 取り組み</b>	<b>p.15</b>
第1節 燃料使用量削減	<b>【章概要】</b> 取り組みの柱を設定し全職員で取り組む。
第2節 電気使用量削減	
第3節 ごみ排出量削減	
<b>第6章 推進と点検・評価</b>	<b>p.17</b>
第1節 推進・点検体制	<b>【章概要】</b> “把握できるもの”を“できるところから”行っていき、体制や指標等は計画を進めながら検討していく。研修や広報を利用し、職員等の意識向上を図る。
第2節 推進	
（1）職員研修	
（2）見直し	
第3節 点検・評価	
第4節 広報	

# 第1章 地球温暖化について

## 第1節 地球温暖化問題

地球温暖化は、人間活動によって大気中の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球環境影響としては、下記の事柄が挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

- ① 海面水位の上昇に伴う陸域の減少
- ② 豪雨や干ばつなどの異常現象の増加
- ③ 生態系への影響や砂漠化の進行
- ④ 農業生産や水資源への影響
- ⑤ マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加



(気象庁 HP より)

## 第2節 国際的な動きと我が国の対応

地球温暖化防止に関する対策として国際的には、平成4年に国連気候変動枠組条約が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、平成6年には条約が発効いたしました。

また、これを受けて締約国会議が第1回目のドイツのベルリン（COP1）から始まり、「温室効果ガスの排出及び吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。平成9年には、地球温暖化防止京都会議（COP3）が開催され、京都議定書（気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書）が採択されました。この中で我が国については、温室効果ガスの総排出量を「平成20年から平成24年の5年間」である第1約束期間に、平成2年レベルから6%削減するとの目標が定められました。

#### 京都議定書の要点

○先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値約束を各国毎に設定

対象ガス	①二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ） ②メタン（CH <sub>4</sub> ） ③一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O） ④ハイドロフルオロカーボン（HFC） ⑤パーフルオロカーボン（PFC） ⑥六フッ化硫黄（SF <sub>6</sub> ）	} 代替フロン等3ガス
吸収源	森林等の吸収源による二酸化炭素吸収量を算入	
基準年	平成2年（HFC、PFC、SF <sub>6</sub> は平成7年としてもよい）	
目標期間	平成20年から平成24年の5年間	
数値目標	各国の目標→日本△6%、米国△7%、EU△8%等など、先進国全体で少なくとも5%削減を目指す	

○国際的に協調して約束を達成するための仕組み （京都メカニズム） を導入

<b>排出量取引</b> ：先進国間での排出枠（割当排出量）をやり取り
<b>共同実施</b> ：先進国間の共同プロジェクトで生じた削減量を当事国間でやり取り 例) 日本・ロシアが協力してロシア国内の古い石炭火力発電所を最新の天然ガス火力発電所に建て替える事業
<b>クリーン開発メカニズム</b> ：先進国と途上国の間の共同プロジェクトで生じた削減量を当該先進国が獲得 例) 日本・中国が協力して中国内の荒廃地に植林を行う事業

これらの国際的動きを受けて、我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成10年10月に公布され、平成11年4月に施行されています。この法律では、地球温暖化対策への取り組みとして、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取り組みを促進するための法的枠組みを整備するものとなっています。また、地球温暖化

対策に関する具体的な取り組みについては、平成10年6月に「地球温暖化対策推進大綱」（旧大綱）が策定され、平成14年3月に新大綱が策定され、その後、京都議定書の発効を受けて、平成17年4月に「京都議定書目標達成計画」が定められました。京都議定書目標達成計画においては、京都議定書で定められた平成2年度比6%削減の目標達成に向けた対策の基本的な方針が示されると共に、温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する具体的な対策、施策が示され、特に地方公共団体に期待される事項も示されました。

### 第3節 温室効果ガスの種類と我が国の排出実態

人為的に発生する温室効果ガスとしては燃料の燃焼に伴う二酸化炭素の寄与が最も多くなっていますが、それ以外にもさまざまな発生源から排出されています。

ガス種類	人為的な発生源	主な対策
エネルギー起源 二酸化炭素	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全温室効果ガスの9割程度を占め、温暖化への影響が大きい。	エネルギー利用効率の向上やライフスタイルの見直しなど
非エネルギー起源 二酸化炭素	セメント製造、生石灰製造などの工業プロセスから主に発生。	エコセメントの普及など
メタン	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分以上を占め、廃棄物の埋立てからも2～3割を占める。	埋立量の削減など
一酸化二窒素	燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3～4割を占める。	高温燃焼、触媒の改良など
HFC	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用。	回収、再利用、破壊の推進、代替物質、技術への転換等
PFC	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。	製造プロセスでの回収等や、大気物質、技術への転換等
SF <sub>6</sub>	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。	(絶縁ガス) 機器点検時、廃棄時の回収、再利用、破壊等(半導体) 製造プロセスでの回収等や代替物質、技術への転換など

※「主な対策」は、将来的な技術開発の結果見込まれるものを含む。

温室効果ガスの総排出量（各温室効果ガスの排出量に地球温暖化係数（GWP）を乗じ合算したもの）は、平成21年度で二酸化炭素換算12億900万トンをあり、京都議定書の基準年の排出量である二酸化炭素換算12億6,100万トンと比べると、4.1%の減少となっています。

代表的な温室効果ガスである二酸化炭素についてみると、平成21年度における我が国の排出量は、11億4,500万トンであり、一人あたり排出量は8.98トンとなっています。これは、一人あたり排出量で前年度と比べて、5.5%減少しており、平成2年度の排出量と比べると、2.8%の減少となっています。このように、増加傾向にある温室効果ガスの排出量をまず減少基調とさせ、その上で京都議定書の目標の達成、継続的な排出削減を図っていかなければなりません。

## 第2章 計画概要

### 第1節 目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「法」という。）第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村は、当該事務及び事業に関し、地方公共団体実行計画を策定するものとされています。

#### 地球温暖化対策の推進に関する法律

（地方公共団体実行計画等）

第20条の3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 地方公共団体実行計画の目標
- (3) 実施しようとする措置の内容
- (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

本計画は、法第20条の3第1項に基づき、柴田町の事務事業に関して、町職員が温室効果ガスの排出量を抑制するための取り組みを定め、実行し、公表することを目的に策定するものです。

また、本計画にて町役場が一事業所として地球温暖化対策に取り組むことによって、町内事業者や町民の地球温暖化に対する意識を高め、もって温室効果ガスの排出量の抑制に対する行動の促進を図るものです。

### 第2節 期間

基準年度

平成19年度

計画期間

平成24年度～平成28年度の5年間

基準年度については、活動量が把握できる平成19年度とします。

計画期間については、5年間（平成24年度～平成28年度）とします。

また、初年度にあたる平成24年度に京都議定書の定める第一約束期間が終了することから、国が新たに目標値等を発表することが考えられます。国や世界情勢の変化に対応するため、随時、見直し及び対象範囲等の拡充を図ります。

### 第3節 対象範囲

#### (1) 温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、人為的に排出されている温室効果ガスの中で影響量が最も大きいと見積もられている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）に限定します。



## (2) 施設

本庁舎（車両センター含む）及び槻木事務所を対象とします。

本来、学校教育施設や社会教育施設等も対象としなければなりません、順次拡充していくものとし、以下に出先機関（今回は対象外）を含めた、対象施設を記載する。

本計画は町職員が一丸となって温室効果ガス排出抑制に取り組むものであることから、町役場全体としての現状把握を行い、取り組みを実施し、温室効果ガスの削減を目指します。よって、課ごとに個別の目標値等を定めることはしません。

対象とする施設一覧				18
庁舎内	総務課	まちづくり政策課	財政課	
税務課	町民環境課	健康推進課	福祉課	
子ども家庭課	農政課	商工観光課	都市建設課	
上下水道課	会計課	教育総務課	生涯学習課	
議会事務局	監査委員事務局			
車両センター	槻木事務所			

### 町が管理している施設一覧

今回計画に盛り込まなかった施設は、今後順次現状を把握し、対象としていくこととする。

① 庁舎内				17
総務課	まちづくり政策課	財政課	税務課	
町民環境課	健康推進課	福祉課	子ども家庭課	
農政課	商工観光課	都市建設課	上下水道課	
会計課	教育総務課	生涯学習課	議会事務局	
監査委員事務局				
② 出先機関等				24
槻木事務所	車両センター	山下荘	むつみ学園	
船岡保育所	槻木保育所	西船迫保育所	柴田児童館	
三名生児童館	西住児童館	船迫児童館	槻木児童館	
槻木生涯学習センター	農村環境改善センター	船岡生涯学習センター	船岡公民館	
西住公民館	船迫生涯学習センター	船迫公民館	しばたの郷土館	
スポーツ振興室	船岡体育館	槻木体育館	総合運動場	
③ 学校教育施設等				11
船岡小学校	槻木小学校	船迫小学校	柴田小学校	
東船岡小学校	西住小学校	船岡中学校	槻木中学校	
船迫中学校	第一幼稚園	学校給食センター		

### (3) 事務・事業及び温室効果ガス排出活動

町が行う全ての事務及び事業とし、温室効果ガス排出に係る直接的な活動として「燃料（ガソリンや灯油等）の使用」、「電気の使用量」の抑制、間接的な活動として「ごみの排出量」の抑制に取り組むこととします。

直接的に係る活動	間接的に係る活動
燃料の使用量	ごみの排出量
電気の使用量	

## 第4節 温室効果ガス算定方法

(定義)

法第2条

5 この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数(温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。)を乗じて得た量の合計量をいう。

法第2条第5項により、温室効果ガスの総排出量は下記の計算式によって求められます。

### 法第2条第5項による温室効果ガス算定式

$$[\text{温室効果ガス総排出量}] = [\text{当該物質の排出量}] \times [\text{当該物質の地球温暖化係数}]$$

しかし、本計画においては、対象とする温室効果ガスを「二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみ」としているため、下記計算式における「当該物質」は「二酸化炭素」と読み替えます。

また、二酸化炭素の「地球温暖化係数」は法施行令第4条第1号により、「1」となります。

### 本計画における温室効果ガス（二酸化炭素）算定式

$$[\text{温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量}] = [\text{二酸化炭素の排出量}] \times 1$$



(温室効果ガス総排出量に係る温室効果ガスの排出量の算定方法)  
 法施行令第3条 法第2条第5項の政令で定める方法は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 二酸化炭素 次に掲げる量を合算する方法

イ 別表第1の第2欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間(温室効果ガス総排出量の算定に係る期間をいう。以下同じ。)においてその本来の用途に従って使用された当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる単位で表した量をいう。)に、当該区分に応じ当該燃料の1当該単位当たりのメガジュールで表した発熱量として同表の第4欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の1メガジュール当たりの発熱に伴い排出されるキログラムで表した炭素の量として同表の第5欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、12分の44を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ロ 総排出量算定期間において使用された他人から供給された電気の量(キロワット時で表した量をいう。)、電気事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者及び同項第8号に規定する特定規模電気事業者をいう。以下ロにおいて同じ。)及び電気事業者以外の者の別に応じ、当該電気の1キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を乗じて得られる量

#### 電気事業者別二酸化炭素排出係数等一覧

年度	事業者名	排出係数 CO <sup>2</sup> /kWh	調整後排出係数 CO <sup>2</sup> /kWh
18	東北電力(株)	0.441	—
19	〃	0.473	—
20	〃	0.469	0.340
21	〃	0.468	0.322
22	〃	0.429	0.326

法施行令第3条第1項第1号により、柴田町役場の二酸化炭素排出量を算出します。算定式は下記のとおりとなります。

#### 法施行令第3条第1項第1号による排出量算定式

[排出量] (kg-CO <sub>2</sub> )	=	[燃料使用量] (MJ)	×	[炭素排出係数] (kg-C/MJ)	×	[44/12] (kg-CO <sub>2</sub> /kg-C)
--------------------------------	---	-----------------	---	-----------------------	---	---------------------------------------

[炭素排出係数]は当該燃料により異なります。以下に法施行令別表第1より抜粋した係数及び年度ごとに公表される電気事業者別排出係数を示します。

併せて、燃料使用量から二酸化炭素排出量を求めるための係数(1当該単位使用量あたりの二酸化炭素排出量)を示します。

### 1 当該単位使用量あたりの二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量

区分	当該単位	単位発熱量 (MJ/当該単位)	炭素排出係数 (kg-C/MJ)	A × B × 44/12 (kg-CO <sub>2</sub> /当該単位)
		A	B	
灯油	L	36.7	0.0185	2.489
A 重油	L	39.1	0.0189	2.710
ガソリン	L	34.6	0.0183	2.322
軽油	L	37.7	0.0187	2.585
電気量	kWh	-	-	H19 0.473
				H20 0.469
				H21 0.468
				H22 0.429

本計画においては、現時点で燃料使用量が全体量でしか把握できておらず、燃料区分ごとに排出量を算定できないため、燃料区分別に算出するのではなく、電気量・暖房用燃料・車両用燃料の3種類として算出します。

### 二酸化炭素算出係数（kg-CO<sub>2</sub>/当該単位）

大区分	小区分	当該単位	係数	本計画で使用する係数
暖房用燃料	灯油	L	2.489	2.600（平均）
	A 重油	L	2.710	
車両用燃料	ガソリン	L	2.322	2.454（平均）
	軽油	L	2.585	
電気量	-	kWh	0.473	H19 0.473
			0.469	H20 0.469
			0.468	H21 0.468
			0.429	H22 0.429

## 第3章 現状把握

### 第1節 温室効果ガス総排出量

基準年度（平成19年度）における二酸化炭素排出量は下記のとおりです。

項目	使用量	単位	二酸化炭素排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )
暖房用 燃料使用量	32,951	L	85,673
車両用 燃料使用量	45,046	L	110,543
電気量	993,398	kWh	469,877
合計			<b>666,093</b>

総排出量	666 t-CO <sub>2</sub>
------	-----------------------

#### 二酸化炭素排出量算出過程

各課からの報告に基づき把握した使用量に、第2章 地球温暖化について 第2節 温室効果ガス算定方法 により算出した係数を乗ずる。

暖房用燃料使用量					
32,951 <sup>L</sup>	×	2.600 <sup>kg-CO<sub>2</sub>/L</sup>	=	85,673 <sup>kg-CO<sub>2</sub></sup>	
車両用燃料使用量					
45,046 <sup>L</sup>	×	2.454 <sup>kg-CO<sub>2</sub>/L</sup>	=	110,543 <sup>kg-CO<sub>2</sub></sup>	
電気量					
993,398 <sup>kWh</sup>	×	0.473 <sup>kg-CO<sub>2</sub>/kWh</sup>	=	469,877 <sup>g-CO<sub>2</sub></sup>	

#### (1) 燃料使用量

基準年度の燃料使用量は下記のとおりです。

暖房用燃料については、庁舎内においては財政課で一括購入をしているため、各課での使用状況は把握できません。よって、旧企画財政課に一括して算出します。

#### 暖房用燃料（灯油・A重油）使用量（L）

課名	使用量	課名	使用量
総務課	0	子ども家庭課	0
企画財政課	32,602	地域産業振興課	0

まちづくり推進課	0	都市建設課	0
会計課	0	上下水道課	0
槻木事務所	349	生涯学習課	0
町民環境課	0	議会事務局	0
健康福祉課	0	教育総務課	0
税務課	0	監査委員事務局	0
合計			32,951

車両用燃料（ガソリン・軽油）使用量（L）			
課名	使用量	課名	使用量
総務課	643	子ども家庭課	0
企画財政課	14,662	地域産業振興課	1,800
まちづくり推進課	434	都市建設課	18,298
会計課	0	上下水道課	3,660
槻木事務所	0	生涯学習課	0
町民環境課	3,625	議会事務局	0
健康福祉課	1,924	教育総務課	0
税務課	0	監査委員事務局	0
合計			45,046

## （２）電気使用量

基準年度の電気使用量は下記のとおりです。

旧まちづくり推進課及び都市建設課が所管する防犯灯及び街路灯等については、①電気料金定額制としている。②防犯等の面で必要である。等の理由から、今回の本計画には盛り込まないこととします。

電気使用量（kWh）			
課名	使用量	課名	使用量
総務課	0	子ども家庭課	0
企画財政課	497,784	地域産業振興課	260,161
まちづくり推進課	0	都市建設課	0
会計課	0	上下水道課	216,679
槻木事務所	18,774	生涯学習課	0
町民環境課	0	議会事務局	0
健康福祉課	0	教育総務課	0
税務課	0	監査委員事務局	0
合計			993,398

## 第2節 ごみ排出量

基準年度のごみ排出量は下記のとおりです。

現課名等と一致しないが、大河原衛生センターにおいて登録されている区分にて分類集計しています。

本計画では、社会教育施設等は対象には含めていませんが、ごみ排出量については、正確に把握できているため、その数値を示します。

大河原衛生センター区分	排出量 (kg)	備考
15 町民環境課	31,080	不法投棄物等
17 生涯学習課A	1,300	生涯学習施設 (船岡)
18 生涯学習課B	1,790	生涯学習施設 (槻木・船迫)
19 教育総務課A	10,080	学校施設 (船岡)
22 教育総務課B	10,290	学校施設 (槻木・船迫)
23 福祉課給食センター	36,370	保育所等・給食センター
29 財政課	5,260	庁舎内可燃ごみ
64 地域産業振興課	1,810	さくらまつり時のみ
合計	97,980	

## 第3節 その他

当計画においては、直接的な削減目標や取り組みは掲げないが、現状を知るため「コピー使用枚数」と「水道使用量」の現状把握も行います。

現状を見える形にすることによって、職員一人一人の意識向上を図ります。

コピー使用枚数 (枚)			
課名	枚数	課名	枚数
総務課	35,589	子ども家庭課	29,210
企画財政課	31,235	地域産業振興課	42,984
まちづくり推進課	19,291	都市建設課	12,978
会計課	3,906	上下水道課	48,613
槻木事務所	20,356	生涯学習課	23,308
町民環境課	71,074	議会事務局	6,417
健康福祉課	77,035	教育総務課	48,610
税務課	26,772	監査委員事務局	1,101
合計			498,479

水道使用量 (m <sup>3</sup> )			
課名	使用量	課名	使用料
総務課	0	子ども家庭課	0
企画財政課	3,863	地域産業振興課	3,260
まちづくり推進課	0	都市建設課	0
会計課	0	上下水道課	0
槻木事務所	160	生涯学習課	0
町民環境課	50	議会事務局	0
健康福祉課	0	教育総務課	0
税務課	0	監査委員事務局	0
合計			7,333

## 第4章 目標

### 第1節 温室効果ガス総排出量削減目標

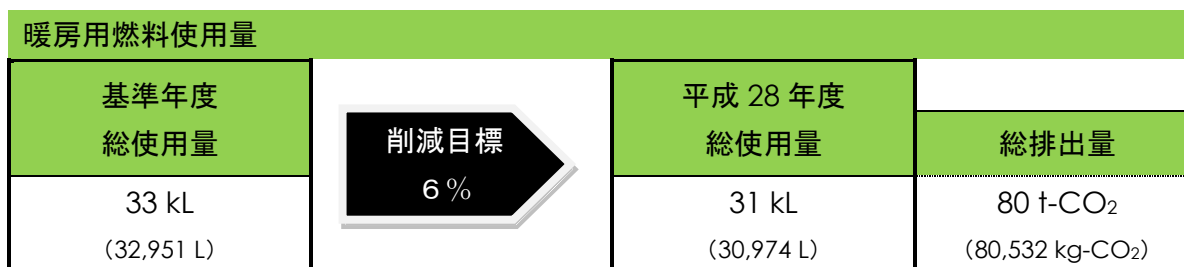
基準年度総排出量から5ヶ年で6%の削減を目指します。

京都議定書の第1約束期間（平成20年度～24年度）での削減目標が6%であるため、それに準ずるものとして、当面の間は6%削減を目標に取り組みます。



#### (1) 燃料使用量

総使用量 (L) の6%削減を目指します。



車両用燃料使用量			
基準年度 総使用量	削減目標 6%	平成 28 年度 総使用量	総排出量
45 kL (45,046 L)		42 kL (42,343 L)	104 t-CO <sub>2</sub> (103,910 kg-CO <sub>2</sub> )

## (2) 電気使用量

総使用量 (kWh) の 6%削減を目指します。

基準年度 総使用量	削減目標 6%	平成 28 年度 総使用量	総排出量
993,398 kWh		933,794 kWh	442 t-CO <sub>2</sub> (441,685 kg-CO <sub>2</sub> )

## 第 2 節 その他の削減目標

ごみについては、10%の削減を目指します。

町では、平成 19 年度に「もったいない運動町民会議」を立ち上げ、町から出るごみ排出量の 1 割削減を目指し、生ごみ削減や紙資源の分別徹底を展開しました。平成 21 年 4 月には「みやぎレジ袋使用削減取組協定」の締結によるレジ袋有償化や平成 23 年 4 月からの容器包装プラスチック分別収集により燃やせるごみの更なる減量化を推進し、燃やせるごみ削減等を町民に呼びかけていることから、町が率先して 1 割削減を目標に取り組むことが重要となります。

基準年度 総排出量	削減目標 10%	平成 28 年度 総排出量
97,980 kg		88,182 kg

コピー使用枚数及び水道使用量については、基準年度より減らす。

業務上必ず必要となるコピー、主に町民が使用するための水道ですが、本計画は意識向上も大切な意義があることから、職員各々が現状を意識し、自発的に取り組んでいくものとします。

基準年度		削減目標 基準年以下
コピー使用枚数	水道使用量	
498,479 枚	7,333m <sup>3</sup>	



## 第5章 取り組み

各使用量及び排出量削減に取り組むにあたり、取り組みの柱をそれぞれ設定します。全職員がお互いに声掛けをしながら推進します。また、各項目において具体的な取り組み内容を示しますが、それ以外にも各自が積極的に削減活動に取り組むこととします。











取り組みの柱	
燃料使用量削減	エコドライブ
電気使用量削減	消灯の徹底
ごみ排出量削減	3R

### 第1節 燃料使用量削減

取り組みの柱	エコドライブ
--------	--------

取り組みの柱として『エコドライブ』を掲げます。

町公用車は長年使用していることから、現在販売されている乗用車と比べると燃費は良くありませんが、エコドライブを心掛け、燃料削減につなげます。

チーム・マイナス6% エコドライブのすすめ		
ふんわりアクセル「eスタート」		やさしい発進を心がけましょう
加減速の少ない運転		車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう
早めのアクセルオフ		エンジンブレーキを積極的に使いましょう
エアコンの使用を控えめに		車内を冷やし過ぎないようにしましょう
アイドリングストップ		無用なアイドリングをやめましょう
暖機運転は適切に		エンジンをかけたらずぐ出発しましょう
道路交通情報の活用		出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェックしましょう
タイヤの空気圧をこまめにチェック		タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう
不要な荷物は積まずに走行		不要な荷物を積まないようにしましょう
駐車場所に注意		渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう

その他、以下の取り組みを行います。

取り組み内容	具体的な取り組み
冷暖房使用の適正化	●クールビズ・ウォームビズを取り入れる。
低公害車の導入	●公用車更新のときは環境にやさしい車の導入を検討する。 ●国等で実施する購入に対する補助等の情報は十分把握しておく。
公共交通機関の利用	●出張は相乗りや公共交通機関を出来る限り利用する。
自転車の利用	●近場への移動は自転車ないし徒歩にする。通勤も同様。
緑のカーテン	●夏場は南や西側につる系の植物等を育てると、直射日光が避けられ、室内温度の変化が小さくなるので、うまく活用する。

## 第2節 電気使用量削減

<b>取り組みの柱</b>	消灯の徹底
---------------	-------

取り組みの柱として『消灯の徹底』を掲げます。

昼休み時間及び終業後は unnecessary な照明は消す。残業や施設の夜間使用・夜間窓口等、“住民サービス”に結びつくものはこれには当てはめず。“ついていることが当然”という意識の改善を図ります。

また、クールアースデーに合わせた庁舎一斉消灯等の実施も検討します。

その他、以下の取り組みを行います。

取り組み内容	効果
冷暖房使用の適正化	●クールビズ・ウォームビズの普及促進を図る。 ●湯たんぽやひざ掛け等を活用する。
エレベーターの使用削減	●職員は原則階段を使用の徹底。 ●利用者にも、近い階へ移動する際は階段を利用するよう求める。
機器の適正管理	●長時間使用しないパソコンは省エネモード等を活用する。 ●ポット等の使用は必要最小限とし、使用しないときはコンセントを抜く。
機器の選定	●新規に導入する場合または更新する場合は、エネルギー消費効率の高い製品を優先的に選択す

	るようになる。
新エネルギーの導入	●公共施設や学校等への設置を検討する。

### 第3節 ごみ排出量削減

取り組みの柱	3R
--------	----

取り組みの柱として『3R』を掲げます。

3Rとは、Reduce（発生抑制）・Reuse（再利用）・Recycle（再資源化）

レジ袋辞退・マイバック持参は町内スーパーが有料提供を始める等、町全体の取り組みとして行っています。職員が率先して取り組むことによって、さらなる効果が期待できます。

庁舎内に“マイバックBOX”を設置し、職員が誰でもいつでも自由に使えるように配慮します。

その他、次項の取り組みを行います。

取り組み内容	効果
マイバック・マイ箸	●レジ袋及び割りばしの使用量を削減する。
消耗品等の購入	●必要な分を必要なだけ購入するようにする。 ●詰め替え式のもの ●極力包装をやめるよう注文時に要請する。 ●カタログ等は無料であっても不要な物はもらわない。
紙の使用	●両面印刷や裏紙の利用、小さなミスは手書きで修正する等、使用量を減らす努力と工夫をする。 ●電子化を進める ●プリンタの印刷機能を十分活用し、使用量やインクの節約に努める。
容器包装プラスチックの分別徹底	●平成 23 年度から容器包装プラスチックの分別収集が開始されたことに伴い、率先して分別を行う。
紙資源の分別徹底	●たばこの空き箱等も含め、雑がみの分別を徹底する。

## 第6章 推進と点検・評価

### 第1節 推進・点検体制

推進・点検体制を確立します。

本計画の策定体制である、事務局（町民環境課）が、取り組み状況の取りまとめや点検等を行います。

今後は、各課に推進員を設ける等、きめ細かに計画を推進できる体制を検討していきます。

## 第2節 推進

### （1）職員研修

職員全員で一丸となって進める必要があることから、しばた PS 等を利用した情報提供に努めます。

職員に対する研修会（勉強会）は、随時、実施することとします。

環境省発行「実行計画策定マニュアル」より  
参考資料 5-1 職員に対する情報提供手法の例  
職員への普及・啓発を目的とした情報提供の手法として、例えば、以下の手法などが考えられます。それぞれの特徴を踏まえ、望ましい手法を採用してください。

手法	特徴等
計画書等の配布	計画書等を全職員に配布する事は最も確実に効果的です。全職員へ配布する場合は、計画書の内容をコンパクトにとりまとめた概要版を作成することも有効です。
職員だよりへの掲載	全職員を対象に定期的に発行している刊行物がある場合は、そこでとりあげてもらふことも有効です。また、定期的にとりあげてもらい取り組みの事例等も紹介できればさらに効果は高まります。全職員に目を通してもらうよう留意する必要があります。
館内放送の活用	館内放送を用いて定期的に取り組み等を促すことは非常に効果があります。しかし、毎回同じ内容を聞いていると、耳に残らない状況も生まれます。また、一度に伝えることが可能な情報量も限られます。さらに、出先機関等、放送が伝わらない施設への対応も留意しておく必要があります。
ポスターの活用	ポスターを作成して、掲示することは、出先機関等における施設的な制約もなく有効です。しかし、館内放送同様、慣れや情報量の制約には何らかの工夫が必要です。

### （2）見直し

計画期間は5年間であるが、適宜見直しを行います。

今回の計画策定にあたり、現状把握や取り組みの内容は“できるところから”行っているため、さらに精度の高い取り組みとしていくため、社会情勢や内部体制構築に継続して取り組むこととします。

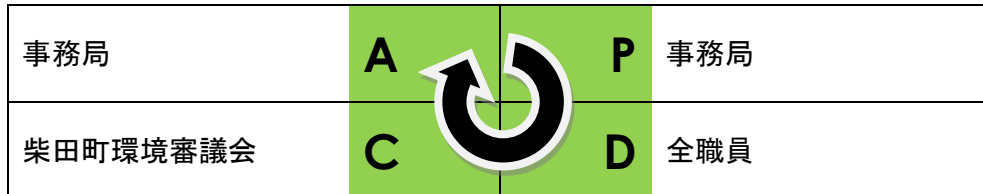
下記に掲げる項目は毎年度見直しを行う項目とします。

項目	見直し内容
1.目標	●達成できた項目から、さらに高い目標を定める。
2.取り組み	●職員への浸透具合により、取り組み内容をレベルアップする ●温室効果ガス削減につなげられる、新しい取り組みがあれば、積極的に取り入れを検討する。

### 第3節 点検・評価

点検・評価のため、柴田町環境審議会へ前年度分の取り組み成果の報告を行います。

本計画は前述のとおり、まずは“把握できるもの”を出来る限り把握し、“できるところから”取り組んでいくため、点検項目や評価指標は今後検討していくものとします。



### 第4節 広報

#### 法第21条

3 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定し、又は変更したときは、遅延なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県及び市町村は、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

法第21条第3項及び第4項により、計画実施の状況等を公表しなければなりません。

町ホームページや広報紙を利用するほか、環境イベント（環境フェア等）においても広報します。町の取り組み状況を知ってもらうことと同時に、町民や事業者の意識向上を目指します。

また、内部においても、庁議やしばたPS等の活用により、職員一人一人の取り組みがどういった成果になっているか公表します。